

平成 23 年第 1 回多賀城市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 23 年 8 月 22 日（月曜日）

◎出席議員（22 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 戸津川 晴美 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長 菅野 昌彦

総務課長 竹谷 敏和

市民経済部長 永澤 雄一

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長 佐藤 昇市

市民経済部理事(兼)市民経済部次長(兼)生活環境課長 伊藤 一雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 木村 修

税務課長 郷家 栄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)工務課長 櫻井 友巳

選挙管理委員会事務局長 長田 健

市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 吉田 真美

主幹 櫻井 道子

午後 1 時 00 分 開会

○議長(石橋源一)

皆さん、御苦労さまでございます。

思い出したくもないあの未曾有の大震災から 5 カ月余が過ぎました。そして、当局も議員の皆様方も復旧・復興に大変な御尽力の中、そしてまた議員の皆様方には間もなく議員選挙がある、そんなことの大変な御多忙の中、本日、全議員の御出席をいただきましたことを感謝申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

これより平成 23 年第 1 回多賀城市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において竹谷英昭議員及び柳原清議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（石橋源一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第 3、議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 43 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が平成 23 年 6 月 30 日に公布され地方税法等が改正されたことに伴い、多賀城市税条例等について所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、多賀城市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるとあります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、議案第 43 号 専決処分の承認を求めることにつきまして、資料 2 の議案関係資料に基づき説明申し上げます。

1 ページの議案第 43 号関係資料をお願いします。

今回の条例改正は、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」が平成 23 年 6 月 30 日に公布され、一部の規定を除き同日施行されたことに伴い、法律との整合性を図るために行うものでございます。

今回の地方税法等の改正に伴い改正が必要となる条例は、多賀城市税条例を初め四つの条例でございます。

改正概要の説明の前に、平成 23 年度税制改正の状況と専決処分の経緯について御説明申し上げます。

4 ページの図をお願いいたします。

平成 23 年度税制改正の状況でございますが、平成 23 年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案は、平成 23 年 1 月 28 日に国会に提出されておりました。この法律案には、4 ページの図の左側に記載されている項目が盛り込まれておりました。しかし、東日本大震災の影響などにより平成 22 年度内の法案成立が見込めなくなったことから、平成 23 年 3 月につなぎ法が制定され、平成 23 年 3 月末までの期限となっている特例措置等を 6 月末まで延長する措置がなされました。その後、国会で審議中の平成 23 年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案から、期限の到来する税負担軽減措置等を初め、現在の厳しい経済状況や雇用情勢に対応して税制を整備するための措置の部分を切り離して、別の新たな法律案、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」として国会に提出され、6 月 30 日に公布、一部の規定を除き同日施行されました。4 ページの図の左側の項目のうち、実線で囲まれている部分がこの法律案の対象となるものでございます。

一方、平成 23 年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案は、新たな法律案に盛り込んだ事項を削除した上で、法律案の名称も「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案」と修正され、現在国会で審議されているところでございます。4 ページの図の左側の項目のうち、点線で囲まれている部分がこの法律案の対象となる部分でございます。

今回の市税条例等の改正は、6 月 30 日に公布、施行された「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を行うための地方税法等の一部を改正する法律」の内容に合わせて行うものでございます。法律の改正により、条例における引用条文等にずれが生じることとなったため、法律との整合性を図るため、6 月 30 日付で専決処分させていただいたものでございます。また、施行期日が 6 月 30 日以降となる規定につきましても、地方税法に基づく罰則の見直しや特例措置の適用期限の延長などに限られておりますことから、専決処分させていただいたものでございます。

それでは、改正の概要について説明申し上げます。

1 ページにお戻りください。

地方税法の主な改正点でございますが、今回の地方税法の改正では、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引き下げ、個人住民税等の脱税犯に係る罰則の見直しを行うとともに、各種の税負担軽減措置等の整理合理化が行われております。

市税に係る主な改正点でございますが、個人住民税関係では、寄附金税額控除の見直しが行われ、寄附金税額控除の適用下限額が現行の 5,000 円から 2,000 円に引き下げられました。また、適用対象となる寄附金に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものが追加されております。

なお、地方税法の改正に対応する各条例の改正部分につきましては、点線の枠内に記載してございますので、御参照願います。

次に、(2) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例につきましては、免税の対象となる飼育牛の売却頭数を年間 1,500 頭に縮小した上で、適用期限が平成 27 年度まで延長されております。

2 ページをお願いします。

(3) 金融証券税制に係る軽減税率等の特例では、上場株式等の配当や譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限が 2 年延長されたほか、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例の施行期日が 2 年延長されております。

2 の固定資産税・都市計画税関係では、各種税負担軽減措置の見直しが行われております。資料には主なものを例示しておりますが、条例における改正は、法律における条項のずれに伴う改正でございます。

3 ページをお願いします。

3 の地方税の罰則の見直しでございますが、課税の適正化を図り税制への信頼を確保する観点から、国税における罰則の見直し等も踏まえ、地方税における罰則も見直されております。

(1) 懲役刑、罰金刑の引き上げにつきましては、脱税犯や秩序犯、税務職員の守秘義務違反等の懲役刑や罰金刑、過料等の上限が引き上げられております。税条例に関する部分では、不申告に係る過料の上限額が 3 万円から 10 万円に引き上げられたほか、たばこ税、鉱産税、特別土地保有税に係る不申告に係る過料の規定が新設されております。

(2) 故意の申告書不提出による脱税犯の創設につきましては、故意に納税申告書を法定期限までに提出しないことにより税を逃れた者を処罰する規定が創設されておりますが、これに係る条例の改正はございません。

次に、恐れ入りますが、議案資料 1 の 10 ページをお開き願います。

附則でございます。

第 1 条は施行期日で、公布の日から施行する旨、規定しております。ただし、第 1 号に規定しております不申告等に係る過料に関する規定につきましては公布の日から起算して 2 カ月を経過した日から、次に 11 ページをお願いします、第 2 号に規定しております肉用牛の売却の特例に係る規定につきましては平成 25 年 1 月 1 日から、第 3 号に規定しております新築住宅等に係る固定資産税の特例のうち、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律に係る部分に係る規定につきましては当該法律施行の日から、それぞれ施行することとしております。

第2条は、市民税に係る経過措置でございます。第1項は、改正後の多賀城市税条例、以下、新市税条例と申しますが、新市税条例第21条の6の規定、これは寄附金税額控除の規定でございますが、平成23年1月1日以後に支出する寄附金について適用するものでございます。第2項は、平成23年12月31日までの間における新市税条例における寄附金税額控除の規定の適用については改正前の租税特別措置法の規定による寄附金と読みかえて適用するものでございます。第3項は、新市税条例における肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の規定は平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成24年度分までの市民税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

第3条は、固定資産税に関する経過措置でございます。第1項は、新市税条例の規定中、固定資産税に関する部分については平成23年度以後の固定資産税に適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものとしております。第2項は、新市税条例附則第8条の2第4項の規定、これはサービスつき高齢者向け住宅に対する固定資産税の減額の規定でございますが、この規定は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日以後に新築される貸し家住宅について課すべき固定資産税について適用する旨の規定でございます。

第4条は、多賀城市税条例及び多賀城市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。これは、条例施行日から平成23年12月31日までの間の改正後の条例附則第2条第3項の適用については改正前の内容で読みかえて適用する旨の規定でございます。

次に、13ページをお願いします。

第5条は罰則に関する経過措置で、この条例の施行前にした行為や、附則により従前の例によることとされる市税に関する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとするものでございます。

第6条は、都市計画税に関する経過措置でございます。第1項は、改正後の規定は平成23年度以後の都市計画税に適用するものでございます。第2項は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までににおける読みかえ規定でございます。

なお、多賀城市税条例の一部を改正する条例の本文と新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

資料の1ページなんですけど、寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円になるという提案ですね。寄附金の所得控除の場合、寄附金そのものの金額から一定金額を差し引いた金額が寄附金の控除額になっていたと思うんですが、税額控除の場合にはどういう計算でしたか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

まず、今回の改正、適用下限 5,000 円を 2,000 円に改正する部分、こちらにつきましては、ことしの所得税法の改正と同じようになったということでございます。それがまず 1 点でございます。

それから、寄附金控除の計算方法でございますが、少々お待ちください。まず、寄附金税額控除につきましては、都道府県や市町村、公共団体あるいは日本赤十字社、さらには認定 NPO 法人等々の控除対象となる寄附金額、こちらからこの適用下限額、これまでですと 5,000 円、今度は 2,000 円ですが、これを差し引いた金額に対して、都道府県民税 4%、市町村民税 6%、こちらを課税すると。税率を掛けるということでございます。

それから、さらに、課税総所得金額を有する場合、人的控除の差額について調整措置を行うために、所得金額の区分に応じて 100 分の 85 から 100 分の 80 まで、それぞれ人的控除差調整額を差し引くといったような措置もされております。なかなか言葉で説明するとわかりづらいのでございますが、基本的には支出した寄附金控除額から下限額を差し引いて税率を算出するといったような内容でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員、よろしいですか。10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

例えば、市なら市に 10 万円なら 10 万円寄附しますね。そのときに、その 10 万円から引く金額が 5,000 円から 2,000 円になったという意味なんですか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

普通、税額控除という場合に、所得税の計算をずっとやっていって、税額が出るでしょう、最終的にね。住民税額が出るでしょう。税額控除だから、住民税ではじき出した額から直接引くんだよね、税額控除というのは。そうでしょう。だから、はじき出された税金から 5,000 円を引いて税率を掛けるというのは、私はあり得ないと思うんだけど。税額控除というのは、はじき出された税金から直接引いていいですよというのが税額控除なんですよ。所得控除だったら、それは所得から寄附金の所得控除額を控除して、それに税率を掛けて所得税なり住民税が出てくるんですよ。税額控除というのは、最終的に出された税金から寄附した金額なりを直接税額から引くのが税額控除なんですよ。だから、寄附した金額から、その 5,000 円なり 2,000 円なりを引いて税率を掛けるというのは、税額控除の

計算上、私はあり得ないと思うんですけどもね。言っている意味がわかるかな。私に勘違いがあったら、ちょっと指摘してほしいんですけども。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

寄附金を支出した額から、先ほどの下限額を差し引きまして、それぞれ税率を掛けたもの、これを税額から差し引くというようなことになります。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

寄附金控除という場合に、所得控除と税額控除と二つあるわけね。だから、所得控除の場合には、出した金額からある分を差し引いて、所得から引いて、税率を掛けて最終的に税金が出てくるわけ。寄附金の所得控除の場合にはね。それで、税額控除の場合には、出された税額から直接差し引くんですよ、税額控除の場合に。だから、寄附金所得控除というんだったら、今の説明で私はわかるわけ。寄附金所得控除の額というんだたらわかるわけ。けれども、税額控除となったら、出された税額から直接引くのが税額控除なんですよ。だから、どうもその説明が何だかよく、こんがらがっているんじゃないかという気がするんだけども。

○議長（石橋源一）

それでは、市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

ただいまの税務課長の説明にはちょっと誤りがあるものと思われまますので、訂正させていただきます。税額控除ですので、藤原議員おっしゃるとおりの、税額から、寄附した税額のうち、今後は2,000円を残した分を控除するということでございます。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

だから、下限額が5,000円から2,000円になったということは、税額控除額が拡大されるというふうに理解していいんだよね、これは。ちょっと確認なんですけれども。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

それから、2 ページなんですけれども、これ、いつも問題にしているんですが、(3) の金融証券税制に係る軽減税率等の特例なんですけれども、これはいわゆる株とかで利益を上げた人に対する税金をまけてやるというものだというふうに思うんですが、それで間違いないかどうかということなんですけれども。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

今、国会で、収入が足りないからといって国債を発行できるようにしましょうと。それを材料にしてやめる、やめないとかと、いろいろやっていますね。税収がなかなか伸びないときに、何でもこういう株でもうけた利益に対して税金をまけてやらなきゃいけないのかというのがどうも理解できないんですが、どういう議論になっているのかと。しかも、毎回毎回2年延長とか、こそくなやり方をやっているわけね。2年たったらやめるのかなと思うと、また2年延長してずっとやっているんですけれども、ちょっとこれは問題じゃないかと私は思うんですが、税務課長としてなかなかコメントしづらいかとは思いますが、市民経済部長、どう思いますか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

やはりこれは、今般の景気低迷、株価の低迷、これに連動して動いているものだというふうに理解しております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

さっきの藤原議員への答弁ですが、そうしますと、寄附したものの、2,000 円差し引いたものは全部控除しますよという説明でしたよね。先ほど課長が4%、6%の話をしましたよね。これはないということですね。そういうふうに解釈してよろしいんですか。それは、そうであるなら、そういうぐあいに答弁を訂正しておいた方がよろしいと思います。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

最終的に、それぞれ市民税、県民税の税率は、市民税 6%、県民税 4%になっております。税額の適用下限額を差し引いた金額、これに税率を掛けて税額を引くと、これが税額控除ということになるかと思えます。そのようなことをございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

だから、例えば先ほど例を言ったように、10 万円やりましたと、2,000 円引きましたよと。極端に言えば 9 万 8,000 円税額控除になりますよという説明だったね。部長、そうでしたね。そうすると、このことは、これとは関係ないことなの。4%、6%は。それは、住民税を課税するにはその数字を使うのかもしれないけれども、この寄附金控除にはそのことは該当していかないというふうに私は見たわけ。そこをきちんとしておかないと、そのまま議事録に残っていると、この寄附金控除にもそのパーセントが生きていくということの答弁にも考えられますので、そこはすっきりしておかないとちょっとこの条例の解釈上に問題がありますから、それは違うんですよということであればそういうぐあいにしておいた方がよろしいんじゃないかということの私の質問です。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

税法の解説で申し上げますと、先ほど税務課長がお答えした答弁になります。でも、具体的な数字としては、その納めた税額から、寄附した額のうち 2,000 円を残した残りの部分を控除するというものと同じ結果になります。そういうふうに理解しております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

23 年度ベースではなかなか出ないと思えますので、この改正によって 22 年度ベースで多賀城の収納といいますか、税制への影響力はどのくらいあるのかということ計算しておれば説明賜りたいと思えます。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

そこまでは計算しておりませんでした。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

もう改選ですから何だかんだ言えないんですが、やはりこれからの税制改正は、少なくとも、翌年度のベースにならないのであれば翌々年度のベースでも結構ですから、そういう具体的な数字を示しておいた方がいろいろな面で助かるんじゃないかというふうに思いますので、今後はひとつそういうベースも考えた説明をしていただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

最大限、試算等をしておくように努力したいと思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

資料の4ページです。政策税制の拡充等の点線で囲まれていたところがありますね。国税の見直しに合わせた更正の請求期間の延長等とあります。これは、先ほどの説明だと、今、国会で審議中だということなんだと思うんですが、税金を返してもらうのを更正の請求と言いますね。それから、あなた税金足りなく払っているよ、払いなさいというのを修正の申告と言うんですが、この更正の請求期間の延長というのはどういうことが議論されているんですか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

基本的に納税環境の整備をしていきたいと思いますというのが、今回のこういった対応の改正の趣旨でございます。大変申しわけございません、この分につきましては細かい項目についての資料をきょう持ってこなかったんですけども、趣旨は、納税環境、納めやすい環境を整えていきたいと思いますというのが、平成23年度税制改正の大枠の中で決められた部分でございます。この部分が今回ここに盛り込まれているという内容でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

これ、更正の請求だから、例えば確定申告をしましたと。しかし、災害等に遭って雑損控除をやることになりましたと。普通の場合、確定申告をやった後、更正の請求ができる期間というのは、確定申告をやった日の前日までだったかな、まあ1年ですよ。確定申告やった場合はね。その更正の請求期間の延長ということは、それをもっと長くするということなんでしょう。要するに、そういう意味ではないかと。更正の請求の請求期間を延長するというのはそういうことではないかと思うんですが、そういう意味ではないんでしょうか。

○議長（石橋源一）

税務課長。

○税務課長（郷家栄一）

そのとおりだと思います。

○議長（石橋源一）

よろしいですか。（「はい」の声あり）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。（「討論」の声あり）討論。藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

これは法律の改正に伴う専決処分で、今さらああだこうだ言っても、このとおりやるということなんですけれども、我々の政策的なスタンスを明確にしておきながら討論したいと思います。

一つは、寄附金税額控除の関係で、適用下限額を5,000円から2,000円にやったということについては、これは住民にとってプラスになると思いますので評価はしたいと思うんですが、やはり株式譲渡益課税等に対する軽減税率をさらに2年間延長するという点については、これは容認できません。国会でというか、震災対策の関係なんかでも増税が必要だみたいな話が出ています。基幹税の増税をやるような話が出ています。その一方で、たしかこの株式譲渡益課税の減税額は国全体では2兆円だったというふうに思うんですが、こういう減税を一方でやるということについては、私は容認できませんので、そういう立場を明確にして討論といたします。

○議長（石橋源一）

ただいま、本案に対する反対の討論を許可をし、発言をいただきました。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

反対討論の内容も理解はしないわけではございませんが、地方自治体の関係からいくと、国の決定にある程度従っていかなくちゃいけないというのが今我々が置かれている立場ではないかというふうに思います。そういう意味におきまして、6月30日に公布されたということでございますので、これからいろいろな震災にかかわる財政措置というような考えでいくと、いろいろな問題が出てくると思います。しかしながら、今回のこの一部改正については、そういうものを配慮しないで、今までの延長の中でやってこられたというふうに認識せざるを得ません。そういう意味では、寄附控除を5,000円から2,000円にしたということは大きな成果であろうと。

また、今、反対討論にありました上場株式等の配当については若干問題はあると思いますけれども、これらについては、問題はあるといいなながらも、多賀城市ではどうにもならな

いという環境の中ではないかというふうに思いますので、専決されたこの条例については承認するしかないのではないかというふうに思い、賛成討論といたします。

○議長（石橋源一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 43 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（石橋源一）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 4 議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第 4、議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 44 号 専決処分の承認を求めることについてであります。これは、平成 23 年 5 月 2 日に発生した仮設トイレの転倒による車両損傷事故について、相手方と和解し及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

なお、詳細につきましては市民経済部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

それでは、資料 2 の 27 ページを御用意願います。

議案第 44 号関係資料をごらんいただきたいと思います。和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

まず、1 の事故発生の日時は、平成 23 年 5 月 2 日月曜日の午前 9 時ごろでございます。

2 の事故の状況でございますが、これは、桜木二丁目地内の元大友胃腸科内科医院の約 100 メートル南側、民有地内に、災害により地域から要望のあった仮設トイレを市が 3 月 29 日に設置したもので、5 月 2 日の強風により転倒し、隣に駐車してあった熊谷氏所有の車両に接触したことによるものでございます。この仮設トイレ転倒により、車両の運転席側、後部側面にへこみと傷の損傷を与えてしまったものでございます。

3、事故の原因ですが、仮設トイレには転倒防止のため土のう袋を両側に 1 個ずつ結びつけて設置してはありますが、折からの強風に耐え切れなかったことが原因と思われる。なお、当日朝 7 時現在で、西北西の風 15.1 メートルが吹いておりました。

4 の損害賠償の額は、11 万 5,800 円でございます。この賠償金につきましては、全額保険から補てんされることになっております。

5 の和解につきましては、相手方と円滑に交渉が進み、本件事故に関し損害賠償のほか何ら債権債務がないことを相互に確認し、平成 23 年 7 月 11 日に示談が成立しております。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。18 番昌浦議員。

○18 番（昌浦泰己議員）

西北西の風、毎秒 15 メートルの風が吹いていたということなんですけれども、いわゆる固定に関して少し慎重さが欠けていたのではないかというのは、今の説明でちょっと思うんです。それで、確かに市の方としましては依頼されてそこに設置したんでしょうけれども、これを設置した業者の方がいらっしゃると思うんですね。あるいは市が直接置いたのかどうかかわりかねますけれども、その方に対してどういう施工の仕方を市としては指示していたのかというのが疑問視せざるを得ないんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

確かに昌浦議員おっしゃるとおり、私も先ほど述べましたが、もう少しといいますか、もっと頑丈なつくりにする必要があったのかと思います。ただ、今回このトイレを設置した場所につきましては、下が舗装になっておりまして、民地といいますか、ある団体さんの駐車場として使わせていただきました。通常ならば、くい等を打ってロープがけ等をするんですけれども、残念ながらちょっとそれができずに土のう袋で済ませてしまったのが原因かと思います。

業者につきましては、当時は建築災害防止協議会に運搬設置を依頼しております。設置の仕方は市で指示をした上でお願いをしております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

住所が同じ人のところで、事故発生も同じ番地なんですよ。そうですね。和解の相手方と、それから発生した番地も同じだと。だから民有地なのかなとは思ったんですけども。それで、やっぱり事が車のへこみと損傷だけで済んだんですけども、トイレということは、人が使うために置いているんですよ。まかり間違えば、トイレが転倒して、場合によっては死亡事故にまでなり得るような可能性もなかったわけではないだろうと。やはり今後は、こういうことがあった際は、確かに舗装されたところに置いたのでくいは打てなかった、ロープで支えられなかったとはいいいながらも、やはり慎重な施工というものを、市としてはこの和解専決処分というか、この和解を通じて今後の教訓にしていってほしいと思うんですけども、その辺、御覚悟などありましたら答弁していただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

今後設置する場合には、こういった強風などいろいろなことを想定して、十分に安全に配慮した設置をしてまいりたいと存じます。

○議長（石橋源一）

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 5 議案第 45 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（石橋源一）

日程第 5、議案第 45 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 45 号 平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）は、歳入歳出にそれぞれ 6 億 2,017 万 8,000 円を追加し、総額 317 億 6,817 万 4,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、道路等災害復旧事業及び公園等災害復旧事業並びに大代地区公民館改修事業の追加補正のほか、文化センター災害復旧事業の増額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、道路等災害復旧事業及び公園等災害復旧事業に係る公共土木施設災害復旧事業費負担金及び公共土木施設災害復旧事業債並びに文化センター災害復旧事業等に係る社会教育施設災害復旧費補助金及び社会教育施設災害復旧事業債の追加補正を行うものであります。

なお、詳細につきましては関係部長等から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

平成 23 年度多賀城市一般会計補正予算（第 5 号）の詳細説明に先立ちまして、本補正予算の主な内容につきまして御説明申し上げたいと存じます。

1 点目といたしまして、一刻も早い公共土木施設の復旧のため、災害査定に進捗に合わせまして、査定の終了したのちから順次復旧工事等を実施することが可能となるよう、必要な経費を補正することとしたものでございます。

次に、2 点目といたしましては、学校施設等の災害査定につきましては、年内にこれを受けが必要が生じたことから、これに余裕を持って備えるため、今回、災害査定に必要な経費を補正することとしたものでございます。

3 点目といたしましては、まだまだ町中のいたる所に震災のつめ跡が残っており、復旧・復興の途上にあるところでございますが、このようなときであるからこそ、市民の皆様にも良質な文化、芸術に触れるなど、心を豊かにしていただく機会を一刻も早く提供する必要があるものと考え、本市の文化、芸術の殿堂である文化センター、さらには大代地区公民館の早期復旧に必要な経費を補正することとしたものでございます。

以上、主な内容を大きく3点にまとめて申し上げましたが、いずれも東日本大震災からの復旧・復興に向けての早期取り組みに必要な経費を補正するものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

それでは、本補正予算の詳細について、各関係部長等から御説明を申し上げます。

○議長（石橋源一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長田 健）

恐れ入りますが、資料1の27ページをお願いいたします。

それでは、歳出から説明いたします。

2款4項4目市議会議員選挙費で159万8,000円の増額でございます。これは、東日本大震災により新たに必要となる経費を追加するものでございまして、その主なものは、被災した投票所の代替投票所2カ所の借上料のほか、啓発用看板、横断幕、投票所案内チラシの作成経費などを補正するものでございます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

8款2項3目道路新設改良費で4,400万円の増額補正を行うものでございます。これは、説明欄1道路改良事業で15節工事請負費でございます。宮内一丁目、二丁目地内で降雨時にたびたび道路冠水が発生する市道工場街路一号線外1線の道路改良で、路面雨水排水施設の改善工事を行うものでございます。工事箇所、工事概要につきましては、資料2の28ページに記載しておりますので、御参照願います。

次に、4項5目下水道事業特別会計繰出金ですが、47万1,000円の減額補正でございます。詳細は下水道事業特別会計で御説明申し上げます。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

次のページをお願いいたします。

10款4項3目公民館費で4,765万5,000円を増額するものでございます。大代地区公民館説明欄記載1の大代地区公民館改修事業15節工事請負費4,500万円の増額は、本年第1回定例会において空調設備などの工事に係る補正予算を計上し、繰越明許を設定したところでございますが、災害復旧工事が必要になったことから、これにあわせて平成23年度予算で実施することとしたものでございます。18節備品購入費の265万5,000円は、どんちょうやバレーボール支柱など体育室で利用する備品購入に係る経費でございます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

11 款 4 項 1 目道路橋りょう災害復旧費で 2 億 848 万 4,000 円の増額補正を行うものでございます。説明欄 1 の道路等災害復旧事業〔補助〕は、11 節で需用費の事務費 307 万 4,000 円と 15 節で工事請負費の災害復旧工事 2 億 541 万円でございます。これは道路災害のうち津波被災地域を除く市道山王高橋線初め 57 カ所の災害復旧工事費でございます。

次に、2 目都市計画施設災害復旧費で 1 億 4,000 万円の増額補正を行うものでございます。説明欄 1 の公園等災害復旧事業〔単独〕15 節で災害復旧工事の 500 万円でございます。これは、市内の被害を受けた公園で 1 公園当たり 60 万円未満の復旧工事で、高橋 5 号公園初め 10 公園の災害復旧工事費でございます。説明欄 2 の公園等災害復旧事業〔補助〕は、11 節で需用費の事務費 198 万と 15 節で工事請負費の災害復旧費 1 億 3,302 万円でございます。これは、市内の被害を受けた公園で 1 カ所当たり 60 万円以上の復旧工事で、桜木公園初め 37 公園の災害復旧費でございます。

なお、道路公園課関係で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けるための災害査定状況でございますが、道路関係では 6 月 20 日から査定が開始され、津波浸水区域外の予定件数 57 件のうち、8 月 22 日、きょう現在、30 件が終了しております。残り 27 件につきましては、10 月中旬までに査定が完了する見込みです。津波浸水区域につきましては、予定件数が 25 件で、引き続き査定を受け年内中に完了する見込みとなっておりますことから、この分につきましては、12 月補正あるいは 2 月補正に計上する予定です。また、公園関係の査定は予定件数が 37 件で、こちらは 9 月中旬から開始され、年内中に完了する見込みとなっております。

ここで、資料 2 の 29 ページをお開きください。ただいま御説明させていただきました災害復旧事業一覧表でございます。29 ページから 31 ページが道路等災害復旧事業の一覧表、32 ページがその位置図でございます。33 ページから 34 ページが単独の公園等災害復旧事業の一覧表及び位置図、35 ページから 39 ページが補助の公園等災害復旧事業の一覧表及び位置図でございます。

それでは、議案書の 29 ページにお戻り願います。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

次の 31 ページをお開き願います。

11 款 5 項 1 目公立学校施設災害復旧費で 4,024 万 7,000 円を増額するものでございます。教育総務課説明欄記載 1 の小学校施設災害復旧事業及び 2 の中学校施設災害復旧事業、それぞれ 13 節委託料は、被災した小中学校 10 校の災害復旧工事査定を年内中に受けるための調査設計業務に係る経費でございます。

次に、2 目保健体育施設災害復旧費で 685 万円を増額するものでございます。まず、学校給食センター災害復旧事業 13 節委託料の 496 万円は、被災した学校給食センターの災害復旧工事査定を、これも年内中に受けるための調査設計業務に係る経費で、次の生涯学習課説明欄記載 1 の市民プール災害復旧事業 13 節委託料 189 万円は、被災した市民プールの災害復旧に当たり、設計業務を委託することに係る経費でございます。

次に、3目社会教育施設災害復旧費で1億3,181万5,000円を増額するものでございます。11節需用費の修繕料1,000万円は、大ホールの客席とステージの境目上部に防火擁壁としてALC板、これは気泡入りの軽量コンクリートというふうなことでございます、が設置されておりますが、これがこのたびの地震で落下や破損などの被害を受けました。これらの一部は今後も余震などで落下する危険性がありますことから、ステージ上部の各施設の稼働確認が困難なため、これらをあらかじめ撤去するためにかかる経費でございます。なお、撤去に当たりましては、足場を組み、チェンブロックで一枚一枚を手作業でおろすこととなります。13節委託料270万円は災害復旧工事の監理監督業務を委託するためにかかる経費で、15節工事請負費8,000万円は災害復旧事業に係る経費でございます。次に、山王地区公民館説明欄記載1の山王地区公民館災害復旧事業で241万5,000円を増額するものでございます。これは、被災した山王地区公民館の災害復旧に当たり設計業務を委託することに係る経費でございます。次に、大代地区公民館説明欄記載1の大代地区公民館災害復旧事業で3,670万円を増額するものでございます。13節委託料270万円は災害復旧工事の監理監督業務委託に係る経費、15節工事請負費3,400万円は災害復旧工事費に係る経費でございます。なお、本工事は、先ほど説明いたしました10款4項3目に計上いたしました工事との合併施工方式で行うものでございます。

今回の補正予算計上に伴い、震災被害のあった生涯学習課所管の6施設、文化センター、山王・大代地区公民館、市立図書館、総合体育館、市民プールにつきましては、すべての施設の設計業務委託と2施設の災害復旧工事を計上したこととなります。今回の補正予算に計上していない残る4施設の災害復旧工事費につきましては、第3回定例会に補正予算を計上する予定でございます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、23ページをお開き願います。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

14款1項3目土木費国庫負担金で2億2,562万円の増額補正を行うものです。説明欄1の道路橋りょう災害復旧費負担金は、国費割合が3分の2で、事業費2億541万円に対し、国庫負担金1億3,694万円を見込んでおります。2の公園等災害復旧費負担金の国費割合が3分の2で、事業費1億3,302万円に対し、国庫負担金8,868万円を見込んでおります。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

14款2項3目教育費国庫補助金で8,266万6,000円を増額するものでございます。これは、説明欄記載のとおり、歳出で御説明いたしました文化センター及び大代地区公民館の災害復旧工事に係るもので、補助率についてはいずれも3分の2でございます。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

次のページをお願いいたします。

18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金で 6,909 万 2,000 円の増額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴いまして、財政調整基金からの繰り入れを増額するものでございます。これによりまして、本補正予算の成立後における財政調整基金の繰り入れ総額は 11 億 6,034 万 3,000 円となりまして、その残高といたしましては 6 億 7,644 万 3,000 円となる見込みでございます。残高は 6 億 7,644 万 3,000 円となる見込みでございます。

次に、21 款 1 項 2 目土木債で 3,960 万円を増額補正するものでございます。2 節道路橋りょう債の説明欄の 1 道路橋りょう事業債で 3,960 万円を増額するものでございますが、これは歳出で御説明申し上げました工場街路一号線外 1 線道路改良事業の財源といたしまして、地方道路等整備事業債を充てるものでございます。今回の補正計上額は、当該事業に係る工事請負費に対する起債充当率 90%の額でございます。

次に、3 目教育債で 3,370 万円を増額補正するものでございます。3 節社会教育施設整備事業債で 3,370 万円を増額するものでございますが、これは歳出で御説明申し上げました大代地区公民館改修事業の財源として、一般単独、一般事業債を充てるものでございます。今回の補正計上額は、当該事業に係る工事請負費に対する起債充当率 75%の額でございます。

次に、5 目災害復旧事業債で 1 億 6,950 万円を増額補正するものでございます。3 節公共土木施設災害復旧事業債の説明欄の 1 道路橋りょう災害復旧事業債で 7,150 万円を増額するものでございますが、これは歳出で御説明申し上げました道路等災害復旧事業の財源といたしまして国庫負担金の地方負担分といたしまして補助災害復旧事業債を充てるものでございます。今回の補正計上額は当該事業に係る地方負担分に対する起債充当率 100%の額でございます。同じく説明欄の 2 公園等災害復旧事業債で 5,130 万円を増額するものでございますが、これは歳出で御説明申し上げました公園等災害復旧事業の財源といたしまして、単独事業にあっては一般単独災害復旧事業債、補助事業にあっては国庫負担金の地方負担分といたしまして補助災害復旧事業債を充てるものでございます。今回の補正計上はそれぞれ充当率 100%でございます。

続きまして、5 節文教施設災害復旧事業債の説明欄 1 社会教育施設災害復旧事業債で 4,670 万円を増額するものでございますが、これは歳出で御説明申し上げました文化センター災害復旧事業及び大代地区公民館災害復旧事業の財源といたしまして国庫補助金の地方負担分といたしまして補助災害復旧事業債を充てるものでございます。今回の補正計上額は、これらの事業に係る地方負担分に対する起債充当率 100%の額でございます。

ここで、恐れ入りますが 19 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正でございますが、補正前の起債限度額 34 億 6,260 万円に対し、2 億 4,280 万円増額いたしまして、補正後の起債限度額を 37 億 540 万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前の内容と同じでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたしたいと思います。再開は2時25分といたします。

午後2時08分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（石橋源一）

再開をいたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。佐藤恵子議員。

○2番（佐藤恵子議員）

29ページの社会教育費公民館費、大代公民館のことなんですけれども、前回というか、議会の中で、大代公民館の現状での復興を聞きました。それで、区長方も今の場所でいいと言っているから今の場所でやるというお返事でしたけれども、それはそれで住民の意向を大方持っている区長たちの判断というのは尊重しなければならないかというふうに思うんですが、あそこ、道路よりうんと低い場所にあのまま建てて本当にいいのかというような気がしているんです。やっぱり一定、道路と同じぐらいの高さにする必要があるのではないかと、そういうことが考えられるんですけれども、そういう議論はあったんでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、建物のかさ上げ等につきましては、議論の俎上には上がりませんでした。要は、災害復旧の考え方は、原形に復する、もとどおりにするというふうなことでございますので、あの規模の建物をかさ上げするというのはなかなか単独費を投入しても難しいのではないかと。ただ、ちょうど1階の玄関からたたきを上っていくと、ちょうど私の胸ぐらいまで上がったのかなというふうなことなんですけれども、現在まだ電気設備が使えておりません。キューピクル、いわゆる受電盤設備ですかね、それは同等の津波被害にあったとしてもかぶらない程度までの要するに上まで上げて、電気設備等々につきましては2階部分、生き残るような形で今後進めてまいりたいと、このような考えで地区の方々と話し合いを進めていたところでございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

一定の安全は保障しながら直していくということなんですけれども、避難所としての役割も今までどおりまたあるのかなというふうに思うんですが、やっぱり高さをあのままでいいのかという疑問は残るかと思えます。この辺のところをしっかりと記録していただきながら、今後の災害にきちんと備えて、住民の要求にこたえられるような公民館にしていかなければならないというふうに思いますので、言うておきます。

もう一つです。11款の災害復旧費のところ、公共土木施設災害復旧費なんですけれども、砂押川が本格的に復旧作業に入ったのかなと思っていましたら、仮復旧という看板が出て

いたんですけれども、あれは昔の看板だったのか、今の工事の看板だったのか、何なんですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

看板は多分今の工事の分だと思います。仙台土木からの説明によりますと、8月10日から9月30日までの工期で応急工事をするということになっております。区間はあそこの笠神新橋から念仏橋の間、右岸側に鋼矢板を打ち込むという工事です。これは、それで完成ということじゃなくて、今後本格復旧するための仮設の矢板の打ち込みということで、これから継続して反対側、左岸の方もやっていくということを聞いております。最終的には来年度の出穂期前には本格復旧を終えたいというような考えのようでございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

本格復旧するための仮復旧だということですね。そうすると、その本格復旧のときには、あの堤防のかさ上げというようなこともあるんですか。あのままなんでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

今の堤防の高さそのままではなくて、あの辺でやっぱり地盤沈下があったものですから、もとの堤防の高さまでは復元するという話で聞いております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

もとの高さでは、水越してきて、市長の間言っていましたよ、砂押川から水あふれたんだものねと。もとの高さではうまくないのではないかと思うんですが、その辺のところはどのように県と話し合っているんでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

砂押川の堤防を考えると、仙台港の計画との関連性も当然一連のものとして考えていかなきゃならないというふうに思いますので、その辺の調整を県の方でも今とっているところですけども、砂押川の堤防から津波が来たときに水があふれないような構造にしてくれということで県の方には要望していきたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

きのうちちょっと仮設住宅を歩いていましたら、ちょうど桜木のあの辺の住宅から被災して仮設に入っていた方がいらっしゃいまして、あんな万全な対策とっていたらと思えば、津波で堤防越えて水来たんだもんねと。あれではとてもあそこに戻れないんだけど、砂押川もうちょっと堤防高くしてもらって、水があふれないようなそういう状況にしてもらわないと困るというような声が寄せられたんです。ですから、ぜひきちんと、最大考えられるのは今回の津波ですよ、大きさとして。そういうものに耐えられるような堤防をつくっていかないと、あそこに住んでいる人たちの安心は得られないというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

今回の津波というのは千年に一回の大津波だったわけですね。果たしてその千年に一回に対応するような防御施設をつくるのが正しいのかどうかという議論もあると思うんですけれども、今、県の方で考えているのは、2段階の津波を想定しております。百数十年に一回の津波についてはハード的に防御しようと。それに対しては堤防で水があふれないようにしようと。ただ、千年に一遍の大津波に対しては、ハード的な整備での防御だけでなくソフトでの対応も必要ではないかということで、2段階で考えているようでございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

言っている意味はわからないわけでもないです。ハードを超えた津波が来たときは逃げていただくしかないというようなこともあるかと思うんですけれども、しかし、いずれにしても住民の皆さんが一定安心できるような、そういう堤防の高さにしていただくことはうんと大事なことだというふうに思いますので、しっかり県と打ち合わせしていただいて、あの辺の住民の皆さんの命と安全を守る立場に立っていただきたいというふうに思います。

もう一つです。下の 11 款文教施設災害復旧費、文化センターのことですよ。文化センターは、文化、いろいろさまざまな要求に市民のためにこたえるためにきちんとしていかなければならないというようなさつき公室長のお話でした。それは体育館についても同じことが言えると思うんですけれども、現状で体育館は設計の予算はついたと言っていましたけれども、いつごろ使えるように具体的になるのかというのは、スケジュールはどうでしょうか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

関連がございますので、まず、文化センターにつきましては、先週の日曜日、8月14日をもちまして、避難されている方々がゼロになりました。そのうちの一部の方々につきまし

では、まだ御自宅に戻れる状況が整っていないというふうなことで、体育館の方へ移動をさせていただいております。これはやっぱり複数の避難所の運営をするということもちょっと管理運営上大変だというふうなこともありまして、十分御説明の上、御理解をいただいて現在に至っているということです。きょう現在で68名の方々が体育館の方にまだ避難をされております。詳細の内訳、お一人お一人、これまでも聞いてまいったんですが、応急修理等、いわゆる大工さんが間に合わなくて、契約をした、大工さんをお願いをしたときには「お盆あたりまでは直せたら」というふうなことでお願いをしたんだけど、なかなか手が回らないというふうなことで、6月が7月、7月が8月になって、そしてまた9月まで待ってねというふうな人が、そのうち半数以上いらっしゃるということがあります。現状の段階で、例えば小体育室はもう既にあいている、荷物置き場とかに使っているんですが、そういう状況の中で修繕ができるかという、なかなか二度手間になるというふうなこともありますので、できましたら大体育室が一番被害が多かったかと思っておりますので、そういった避難されている方々がいなくなったら一気にやりたいというふうに思っています。

今、想定というふうなお話なんですけれども……（「スケジュール」の声あり）スケジュール、これはお一人お一人の状況が異なりますので何とも言えないんですが、私ども、事務的なレベルでお話ししているときには、できれば9月ぐらいで皆さん御自宅に戻れたらいいねというふうなことでお話ししていますので、その後修繕を入れて、年内いっぱいぐらいかかるのではないかとというふうなことで考えております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

今、副教育長おっしゃっていましたが、それぞれいらっしゃる方には背後には理由がありまして、やむを得ないこともあるというようなことでは、それはそれでよくわかります。無理やり出ていっていただくというはあり得ないわけで、きちんと話し合いの上で、市のできるフォローをしながら自立をしていただいて、そして体育館もまた皆さんに早目に使っていただくというような努力を最大限にさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

あとは、すべての公共の施設、プールとか、そういうところに見直しの設計予算はついたとおっしゃっていましたが、いつから使えるというような予定は、それもスケジュールが明らかになっていないんだけれども、わかればお話ししていただければいいんですが。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

これは前にも災害査定の話で担当課長なり部長が説明をしていると思いますが、本来のやり方は、設計を組んだ上で災害査定を受けて、それでこういう直し方でいいですよと言われた段階で初めて工事に入るというふうなことなんです。今回、今議員おっしゃいましたように、すべての設計費用がついたということで、一步も二歩も前進したというふうに思っています。

その中で、実は文化センターと大代地区公民館につきましては、これは事前着工方式というふうなことがありまして、県の方と協議をさせていただいて、いろいろな細かいところはあるんですけども、事前着工しないと相当の期間になるというふうなことで、市民に提供できなくなるというふうなことで、県の方と協議した結果、事前着工を認めていただきましたので、大代地区公民館と文化センターについては、まだ詳細設計は上がっていないんですが、概算の事業費を計上して、できるだけ早く作業を進めていきたいということでございます。

残る施設につきましては、設計が終わりましたら、これは先ほど文科省の方で年内中にすべて、文科省の方は7月2日に通知が入りまして、年内中にすべての設計、いわゆる協議、ヒアリングを終わらせてくださいというふうなことがありましたので、今回予算を計上させていただきました。14クールまであるんですが、県の方にはできるだけ多賀城の方も設計ができましたら早目に査定を受けさせていただきたいというふうなお話しておりますので、その査定後に工事が入ります。したがって、今、スケジュールでいつになるんだというふうなことなんですけれども、ただ、今の2施設以外の被害は、軽微な被害といえますか、それほど大きな被害ではありませんので、おおむね工事期間は1カ月から2カ月以内ですべて終わるだろうというふうに考えておりますので、査定さえ終われば、プラス一、二カ月で利用可能になると、こういうことでございます。いつになるんだと明確に言われると、何月と今はなかなか言えないというのが現状でございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

大代公民館ともう一つは事前着工方式と。ほかの施設は事前着工方式できないんですか。何で。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

すべての施設を事前着工できるかという、これはできなくて、県の方では相当大規模な災害があったもの、例えば他市町村では小学校が壊滅的な打撃を受けたようなもの、そういった壊滅的な打撃を受けたようなものについては優先的にヒアリングしますよというふうなことになっています。したがって、例えば机上で1,000万円以下のものについては通常どおりのやり方でやってくださいと、こういうふうなお話ですので、それを上回るものについては、うちの方としても大代と文化センターについてはできるだけ早く着工して早く市民の方々に御提供していきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○議長（石橋源一）

なお、再開冒頭に申し上げるべきだったんでございますけれども、歳入歳出一括ということで質疑を賜りたいと思います。竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

まず、市長公室長にお伺いします。

今回の震災による補助金、起債についてですが、震災による補助金以外は100%起債を認めるということで計上していますが、この起債は今後国の財政計画の中で、地方交付税なりいろいろな上乗せがあると思いますが、この地方負担分については国の方で責任を持って財政援助するんだという約束のもとでこういうふうになっておられるのか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

災害復旧に関する起債に関しましては、今議員御指摘のとおりだと認識しております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

認識じゃなく、何かそういう書面で一筆とっておられますか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

そういうふうな通知で来てございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

じゃあ県ともその話はきちんとついているというぐあいに理解しておいてよろしいんですね。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

そのように認識してございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

これ、いつもあるんですけれども、国の予算、いろいろ政府の関係もあるんですが、歴代政府はこういうときになるとそういうふうにしてやるやると言いますけれども、実際においてはそのとおりやってきていない。3年もすれば忘れてたがごとく地方負担に転じてくるというのが今までの通例ではなかったのかという思いが私はあります。そういう意味では、今回の大震災、相当の予算が必要になってくるわけですから、将来の財政計画からいって

も、ちょっとこの辺は明確に担保をしておくということが私は大事ではないかと思しますので、ここで公室長にどうだと聞いても、そのように思っておりますの答弁しかいただけないと思いますけれども、これはきちんと、市長初め副市長も含めて、きちんと国と県の担保を確保しておくということが、これからの多賀城の財政計画において大変重要だと思しますので、きちんと担保してほしいということをお願いしたいんですがいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

これは、今竹谷議員おっしゃられましたように、今回の震災対応につきましては、金額が相当の金額になります。ですから、数%のずれといえども、これは看過できない金額になりますので、これはもちろん多賀城市の取り組みもそうでございますけれども、市長会あるいは議長会も含めて、国の方にその都度強く訴えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、今回の補正において財政調整基金約7,000万円を取り崩していると。この内容を私はもっと詳しく説明すべきだと。多分私がちらっと見る限りでは、今までどおりの道路橋りょう債、社会教育施設、90%ですから10%、それから75%ですから25%の自己負担をこれで賄ったと。もう一つは、震災による、少なくとも設計業務がその財政として伴っているのではないかと。少なくともその辺を、説明の中できちんと明らかにしておくことが大事じゃないかというふうに私は思っております。そういう説明は、私は今後やるべきだと。そうしないと、通常と違うわけですから。今までは通常原則で来ますけれども、今回、震災という一つの大きな問題を抱えての補正予算なりの構成になってくると思いますので、その辺はきちんと整理をしておく。そして、少なくとも設計費等については補助金としては来ないよと。単独債でやらなきゃいけないんだということも、私は明らかにして、説明をしておくべきだというふうに思いますし、もし、この設計費は後でこういう格好で補助金で来るとすれば、その辺も明らかに説明をしておくべきだというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

市長公室長。

○市長公室長(兼)会計管理者(兼)会計課長（菅野昌彦）

今議員御指摘のとおり、設計業務委託料等につきましては補助金等がつかまないので、これについては財政調整基金の繰入金の方で充当しているということでございますので、今後は説明に当たりましては留意していきたいと思ひます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ぜひ、私の思いはそのようにしていただければ大変質問するにもしやすいんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

23 ページの関係でちょっとお伺ひしたいと思います。失礼、32 ページです。

ここでの学校給食センター災害復旧事業、業務委託がありますよね。もう既に給食センターは事業を開始しておりますけれども、どういうふうな内容を想定してのこの予算計上なのか、説明を願ひたいと思います。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、学校給食センターにつきましては、建物の被害はほとんど少なかったというふうなことでございます。あそこは地盤が悪いので、周りのコンクリートのたたき、いわゆる駐車場関係が相当、20センチから30センチほど地盤沈下を起こしているというふうなことがございます。したがって、トラックは搬出口につけても、高さが高低がずれているので、当面給食を出すためにトラックのタイヤが載る部分だけアスファルトで盛って、とにかく高低差だけはトラックが入れるように調整をしたということ。それから、地盤沈下が著しかったので、給排設備が大きくやられました。これに関しましては、約300万円ほどの専決で、子供たちに給食はぜひとも必要だというふうなことでしたので、専決の説明をしたときに、300万円弱の予算をかけて、とにかく給食が出せるまでの応急復旧だけしちやいましょうというふうなことで、当面給食センターの修繕をさせていただきました。ただ、全体的には2,000万円から3,000万円近い修繕費用がかかるだろうというふうに見積もっておるんですけれども、今後、そういった全体的な給食センターの建物、本体の施設の修繕をするというこれから必要に迫られますので、その前に設計を組んで、最終的な工事というふうな形を考えているところでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今の説明をこの補正予算の施設説明のときに少なくともそのことを説明するのが大事じゃないでしょうか。施設はわかっているわけです。ですから、地盤沈下等の対策で臨時的にやっているけれども、恒久的なものでこれは委託費を考えるので、こういう設計業務の補正予算をお願いしているんだと。なぜ説明しないんですか。いつも思うんですけども、中途半端過ぎるんですよ、説明が。質問して初めてそういう答弁がある。質問しなきゃ何もわからないで通ってしまう。これはおかしいんじゃないかと思うんです。少なくともこのような、後でもう一つ私質問しますけれども、これらの一連の復旧工事の業務委託というのは、これこれこういう理由があっというふうなことがあるからこういう数字で設計委託をするんだと、初めから詳細の説明を私はやるべきだと思う。そのことが、私どもも住民に対しての質問なりいろいろなものにこたえていける、私はそう思うんです。ですから、もうちょっと当局の皆さん方、説明はそこまでやるべきじゃないかと私は思うんです。副教育長にそう言っても、そのとおりですと。市全体だと思うんです。市の。私はそう思いま

す。副市長、ちょっとその辺いかがですか。もうちょっと職員の教育をして、議会に対する説明をきちんとするという態勢をつくるのが大事じゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

趣旨を明確に端的に説明するのはおっしゃるとおりでございますので、今後その機会をつくって、議会に当たっての説明の仕方、これは徹底してまいりたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

総務部長兼務だからしょうがないですね。

もう一つだけお聞きします。市民プールも災害復旧設計委託をやっております。この設計内容はどういうものを加味しているんですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

先ほどもちょっと申し上げましたが、今回の災害復旧につきましては、あくまでももとどおりに戻すというふうなことが前提でございますので、現在、今回の地震で、まず雨漏りをしているというふうなこと、ですからまずその雨漏りをしないようにするという、それから、今回の地震で明らかに発生した亀裂であるとかその他の修繕を考えているところでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

少なくとも市民プールについては、このことによってどれだけの利用期間の延長ができるのかというものが、復旧とは言っても、復旧をし、1年で終わりだという復旧の仕方はいけないと思うんです。少なくとも5年ぐらいこのプールは使えるんだというぐらいの、例えばですよ、そういう思惑の中で、私は設計業務をしながら、市からの、国からの補助金はここはまずいとなれば、それは次のステップで何かを考えると。少なくとも耐久年数を想定しないで、ただ復旧だけだという設計委託は若干問題があるんじゃないかというふうに私は思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

議員おっしゃるとおりだと思います。今回の設計につきましては十分点検をさせていただきまして、複数年度もつような、そういったアドバイスをいただきながら、ただし、その場合はもちろん単独費の投入というふうなことになるので、どこまで単独費を投入して何年間もたせられるようにするのかというのは、今後、その設計業者の方と協議をしながら、内部でも調整を図って進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

ぜひ、少なくとも5年なり使用できる、そういう施設で復旧していただきたいというのが私の願いです。あわせて、いろいろ調べたら、古い建物ですからモニターがついていないんですよ。監視モニター。私は、こういう時代ですから、この設計業務にあわせて、いろいろ私なりに積算すると大した金ではないというふうに聞いておりますので、やはり駐車場管理、プールの監視で、モニターというものについても、ちょっと私はこの設計業務の中に加味した中で設計をしてみたらいかがかと。そして、その中でどれだけのものがかかる、それで当面の財政として問題があるのであれば、年次計画でやっていくなり、そういうことを私はやるべきだと思うの。これ、1回やっちゃうと、またやるとまた金が多くかかるんですよ。その中に包括してやると安くできるはずなんですよ。やっぱりそういう手法というものを私は考えるべきではないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

施設の管理業務の一環としてそういったモニターの必要性についても十分多賀城市民スポーツクラブの方と協議をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

最後ですけども、先ほど佐藤議員の方からもありましたけれども、公共施設の使用開始がいつからかというのが、市民に全然伝わっていない。関係者は困惑をしております。少なくとも社会教育施設については、早急にその工程を、そのとおりいかないかもしれないけれども、ここに目標でやっているんだということを市民の皆さん方に明らかにしておくことが大事じゃないかと思うんです。例えば、プールであれば、今やっていますから大体1月の末にはやりたいんだという希望があると思いますから、そういうものをやっぱり市民の前に明らかにしていくのは大事だと。そうすると、各種団体は、それに向けて、じゃあ何とかしようかというふうになってくる。今、社会教育団体、休眠状態ですよ、活動が。これを、これこそ復旧じゃない、これを復興させなければ多賀城の明るい生活というのはあり得ないと思っている。健康で明るい生活を送る多賀城をつくるには、やはり社会教育団体の活動を活発にする。そのためには、それを所管する部署はその要望にこたえてできるだけ早くその活動の芽生えをさせていく。もう6カ月たちます。もうそろそろその段階

に入っているんじゃないかというふうに思いますので、その辺いかがですか。担当している副教育長。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

全くそのとおりで、ありがとうございます。今回、設計業務の委託料をお認めいただければ、早急に業者の方とその他スケジュールを調整させていただきまして、私たちもできるだけ早期に市民の方々にいわゆる文教施設を開放していきたいとか提供していきたいという思いは一緒でございますので、できるだけ工期を詰めてやるというふうになるのかというふうなことを設計業者と、あとは工事を受託された業者と話をしながら、設計業者と打ち合わせをすればある一定のめどは立つかと思っておりますので、そういったことも情報を発信しながら、市民の方々と二人三脚で文教施設の方を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ひとつ強かにそのことは進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

29 ページの道路橋りょう災害復旧費ですけれども、高橋跨線橋の復旧の見通しについてお聞きします。工事がいつから工事に入っていつごろ通れるようになるのか、わかりましたら教えてください。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

高橋跨線橋につきましても、このたびの地震を受けて被災したわけでございますけれども、今現在、調査がある一定のめどがつきまして、実はあした 23 日、JR の方と今後の工程について煮詰めることになっておりますので、あした以降にその辺のスケジュールが明確になってくるといふふうに考えております。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

それでは、あしたの JR との協議の中で、一日も早い復旧ができるように話を詰めていただきたいと思います。

あともう 1 点、跨線橋の工事のときに、歩行者だけでも通れるように工事ができないかという要望が大変強く出されているんですが、その辺も JR との協議の中でぜひ要望していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

歩行者だけでも通れるようにできないかということは、地元の方からも要望として出されて聞いておりますので、その辺もあしたの打ち合わせの中で確認していきたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

その下の都市計画施設の災害復旧の方なんですけれども、都市公園の放射線測定を何カ所かで行ったように聞いているんですが、何カ所ぐらいではかって、その結果はどうだったかというのを、わかっただけをお願いします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

公園の放射線の測定でございますけれども、7月29日に実施しました。測定した公園は新田新後公園、それから浜居場公園、桜木公園、新丸山公園ということで、学校とかではかっているところがあるものですから、それらをちょっと外して、市内一円を全体的にバランスとれるような形でこの公園を選んでおります。

規制値、規格値でございますけれども、3.8 マイクロシーベルト毎時ですね、これが基準値でございますが、新田新後公園につきましては 0.5 メートルの高さで測定した結果が平均で 0.132、浜居場公園については 0.134、桜木公園は 0.096、新丸山公園は 0.092 ということで、全然問題になるような数値ではございませんでした。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

それほど高いところがないということなのでまず安心したんですが、例えば市民の方から、自宅の近くの公園をぜひはかってほしいという要望が出された場合は、市の方では対応はできるんでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

対応したいと思います。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

そのときはぜひよろしくお願いします。

多賀城市で放射線の測定器というのは今何台あるんでしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

1台でございます。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

これだけの人口の多い市で放射線測定器が1台だけというのはちょっと心もとないと思うのですが、そんなに高価なものではないので、ぜひもうちょっと台数を購入するなりリースするなりしてふやすということは考えていないでしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

現時点では、その機種によって市役所前で毎日1回、そのほかの保育所と学校等については月1回ぐらいのペースで当たるような計画で測定をしております。また、そのほかに以前からも行っております東北学院大によります学院大学工学部の測定、それから学校2カ所での測定、これを1週間に1回行っているのが現状でございます。もし必要がといたしますか、市の施設としては現状では月に1回ははかれている現状かと考えておりますが。

○議長（石橋源一）

柳原議員、よろしいですか。はい。

○1番（柳原 清議員）

ということは、今、1台で十分だという認識でしょうか。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

十分とまでは言えないかも知れませんが、月1回程度ははかれている現状と理解しております。

○議長（石橋源一）

柳原議員。

○1番（柳原 清議員）

市民の中で非常に放射線に対する関心が高まっております、個人でかなりの負担になるんですが購入している市民の方も結構いると思いますので、そういう市民感情を考えた場合に、市で1台しかないというのはなかなか納得されがたいのではないかと思いますので、これは要望ですけれども、購入を検討されてはいかがかということなんです。

○議長（石橋源一）

要望として、答弁はよろしいですね。

○1番（柳原 清議員）

じゃあ答弁をお願いします。

○議長（石橋源一）

市民経済部長。

○市民経済部長（永澤雄一）

さらに今後どのような測定をしなければならないのかを調査の上、決めてまいりたいと思います。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

災害査定等について2点伺いますが、まず最初に1点目は、災害査定に対する国の対応が自治体の意向に対して不十分な状況下にあります。これらに対する課題が実際の復旧事業に直接影響してなかなか住民等の要望に本市においても早急にこたえていないという面での問題点もあつたりするわけであつて、このことに対する国等について、県も通じてですが、どう改善を図りながら全体的に国の災害査定を、国の方でも徹夜でも対応してもらうぐらいに、市町村においては必死になって皆さん取り組まれている状況と認識のずれみたいなのがあつて、問題点として残っているのではないかと見ているんですが、どんなふうにとめておられますか。

○議長（石橋源一）

建設部長ですか。

○建設部長（佐藤昇市）

確かにその辺の認識のずれというのはあるのかなと思います。例えば公園の災害については、今まで全然査定チャンスさえなかったわけでございます。9月にならないと公園の査

定は受けられないということで、その辺の復旧に向けての作業がなかなか進まないという現状は確かにあるのかなというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

大いにこれまで以上に働きかけをしていかなければならないんだろうと思います。あわせて、三次補正に向けた本市の取り組みに対する考え方、また、要望する事業内容等を踏まえて、どのような方針で考えておられるか、この際伺っておきます。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

これは公共土木工事の復旧につきましては災害査定を受けてということになりますけれども、それ以外のもの、さまざまな災害に関連しての施策がございますけれども、それらがかなり今の状態で十分とは言えない部分が結構ございますので、それらをあわせて三次補正に向けて国の方に実情を訴え、なるだけ予算を獲得できるようにこれからも努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

おっしゃるとおり、国の方に、本当に力を入れて総力を挙げて、地元自治体の考え方をしっかりと示しながら、その必要性なり緊急性なり極めて重要な復旧事業の内容であるというようなことを、今盛んに内部的にも復興の計画の策定に取り組まれていることとの関連なども踏まえつつ、実のある要望活動をしつかりと体制をさらに構築しながら取り組まれていくということが重要な今後の課題として差し迫っているのではないかなと、こう思います。改めて決意のほどを伺っておきます。

それともう一つは、具体的なことで1点だけ伺いますが、高橋跨線橋に関する取り組みの中での耐震性について、どのような目標数値を考えられて取り組まれておられるかについて御紹介ください。

○議長（石橋源一）

まず初めに、副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

これにつきましては、市が直接復旧するもの以外に、一般の市民の方々、それから民間の企業の方々、その方々も復旧あるいは復興に向けていろいろ取り組んでいただくものがございます。それに対する支援のあり方、補助のあり方、そういったことにつきましても、今までも何度かその機会をとらえて国の方に実情を訴え、補助の拡充を訴えてまいりましたけれども、従前に加えてさらに一層強く働きかけてまいりたいというふうに思います。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

高橋跨線橋の耐震性能については、実はこれは昭和40年代の建設だったと思うんですけれども、古い耐震基準で建設されているものですから、今の基準に合っていないわけです。今の基準に合わせるために平成24年度までの年次計画で進めてきたところでございますけれども、今回の震災で被害を受けたものですから、24年度中の完成はちょっとずれ込まざるを得ないのかなというふうに考えておりますけれども、今現在通行できる車両の重量制限をしていますけれども、工事が終わりますと20トンまでの車両の通行が可能になるというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

学校教育施設に関してなんですけれども、副教育長、先ほどから災害復旧の原則は原状に復するというふうなお言葉を何度かお使いになっているんですけれども、いざ災害が起きたときに、やはり小学校、中学校というのは避難所なんですよ。避難所の体育館、あるいは学校によっては教室の方を開放して、今回いろいろと被災した方を受け入れたとあるんですけれども、やはり学校の施設なんですよ。そこで、今回の査定は小学校あるいは中学校、学校としての施設を旧に復するようなお考えなんですけれども、どうなんでしょう、もし仮にまた何かの災害が起きたときに、避難所として今回のいろいろな経験からやはり一次避難場所として指定されているところには、やはり不自由な生活をしないような改善策というのは、教育委員会当局あるいは防災当局の方を含めて、検討をされたのかどうかということをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、建物の修繕、工事といいますか、原形に復旧するというふうなことの言葉の使い方をさせていただいておりますが、考え方としましては、全く同じ工法、同じ材質で復旧してしまえば、同じ地震規模の災害があったときにまた同じことになるということになりますので、その材料や復旧の方法その他については、従前よりもできるだけ危険回避ができるような、例えば文化センターもこれから一応そういう協議をするんですが、1枚のALC板が150キロもあるようなものが、本来落ちるような設計でつくっているわけではないものが、現実に数枚落ちています。しかも上の方ではまた数百枚のパネルが落ちそうになっています。これは学校でも同じことがありました。したがって、それをどういうふうな材料に、軽量なものにかえて、どんな工法をしたときに、もとおりの機能を回復できるかというふうなことを前提に原形回復というふうなお話をさせていただいておりますことを御理解いただければというふうに思います。

それから、学校施設につきましては、現在、前回の一般質問でもお答えしたと思いますが、学校にはある一定の備蓄というふうなことで、余裕教室のある学校につきましてはそのようなことで対応させていただいているということです。あと交通防災課の方とも総務課の方とも十分協議をしまして、市民の方々が避難されても困らないような、そういった対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（石橋源一）

昌浦議員。

○18番（昌浦泰己議員）

やっぱりそれが大事だと思うんですね。やはり教訓というものは次に生かすということが必要だと思います。それで、今副教育長がお答えになったようなことが、よく議会で宮城県沖地震99%の確率で云々と言っていたら実際来たんですよ。宮城県沖地震ではなかったけれども。やはり備えあれば憂いなしで、次の災害、これは望むものでもないし、ないにこしたことはないんですけども、よしんばそういうことがあったときに、また同じ悔というような市民感情を持たれるようなことのないように、ここはひとついろいろと気配りをしていただいて万が一に備えていただきたいと、そう思うんですが、副教育長はお答えいただいたので、今度は防災担当の方のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長(兼)総務部長(兼)総務部次長（鈴木明広）

まさにおっしゃるとおりでございます。今回のことについては、いろいろ計数的に、あるいは科学的に、きちんと分析をした上で、それでどこにどういうふうに配置したらいいのか、あるいはどういったインフラ部分を整備したらいいのか、そういったことをきっちり見きわめて整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

3点お尋ねします。

資料2の35ページの対図番号8の市役所前公園の件ですが、陥没により使用禁止となっていました。ロープを越えて、議員なので見に行っただんですが、築山というのかな、高台とブランコの間、直径2メートルくらいの陥没ができておりました。あれはどういう理由でああいう陥没が起きたのかということについて御説明ください。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

あの位置の陥没は今回が初めてではなくて、以前、六、七年前にも一度陥没したことがございました。あそこを掘削して、下の構造がどうなっているのかということで確かめたんですけども、2メートルくらい掘ったんですけども、ちょっと原因がわからないような状況でした。そのときは普通のとおり埋め戻しておいたわけですけども、今回の地震でまた同じような現象が起きてしまったということです。はっきりしたことはわからないんですけども、以前にあの辺は米軍の施設があって、埋設管があったのではないかなというような話を聞いたことがありまして、あるいはその辺が原因なのかなというふうに考えておりますが、今回も同じように埋め戻して復旧するというふうなことで考えております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

原因究明するまで手をつけるなというわけにもいかないから、それはしようがないかもしれないんだけど、原因がわからないでやるというのは、また起きる可能性もあるわけなので、できるだけ原因については究明するようにお願いをしておきたいと思います。

それから、今回の補正には桜木保育所が計上されておられません。桜木保育所についてはどういうふうにしたいと考えているのか、当局の見解を求めます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

桜木保育所の関係でございますけれども、現時点で厚生労働省からの通知では、関係施設の災害査定については損害額が7億円以上というふうな通知が来ているだけで、そのほかの通知についてまだ来ていない現状でございます。ただ、ああいった形で水害の被災に遭う、あるいは津波の被害に遭ったということで、なかなか原状での復旧というのは難しいというふうに考えているところでございますが、市としての最終的な方針決定はまだ得られていないというふうな状況でございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

原状での復旧は難しいということは、あそこからの移転も考えているということですか。それとも、いわゆる復旧をやっても余り意味がなくて、新設、場所はともかく新しくつくりかえるということなのか。その原状復旧が難しいという中身をちょっと説明してくださいませんか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

なかなか、やはり何回も被害に遭っているということで、あそここの場所での原状復旧というのはいかがなものかというふうな考え方でいるということでございます。ただ、これについて最終的な結論を得たのかというと、必ずしもそうではございませんで、現状の保育需要の状況を考えながら、市全体の配置的な問題も含めて、全体として考えていかなくちやならないんだろうというふうに思っております。今年度の予算の中では新設の保育所を予定しておりますので、いわゆる待機児童解消に向けた対応については一定の効果が得られるものかと思っておりますけれども、ただ、いわゆるロケーションの問題ですね、要するに適正な配置かどうかということについての問題もありますので、そういったところを総合的にどのような形で解決するかというふうなことを今後考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

先日の説明会で、復興計画の素案のようなものが説明されました。そのときに、担当部所から、被災地の移転ということではなくて、原状での復興を考えるんだと。多賀城の場合ですよ。そうすると、私は全部それでいいのかと。宮内とかどうするんだという問題提起はしたんですが、少なくとも桜木の一丁目とか二丁目とか三丁目とか、あの辺について移転という話は出ていません。したがって、津波の被害があったにしても市街地を引き続き形成しているわけですね。桜木から、例えば保育所を高台に移すということになると、桜木から保育所がなくなるということなんですよ。私は、原状復興を一方で打ち出しているながら、桜木の地域から保育所をなくする、移転するということは、場所的にはあり得ないのではないかとこのように思っているんですが、当局の見解はどうですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

まだ最終結論を得ていない事柄でありますけれども、考え方としてお話をさせていただきますと、子供が過ごす空間というか場所としては、あそこの場所が果たして適切なのかどうかということについては、やっぱり担当部長としては考えなくてはいけないんじゃないかというふうに思っております。今回の災害については、幸いにも預かっていた子供の直接のあそこの場所での被害というのはなかったわけですが、やはりなかなかそこからの避難というふうなことを考えますと、非常に厳しいものがあるのかなというふうに思っております。ただ、近くにも幼稚園がございまして、そこの2階に避難したということもございました。そういったことも考慮に入れなくてはいけないかとは思いますが、そういったことも含めて、先ほども申し上げましたように、保育所全体の配置バランスの問題も含めてこれから考えていきたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

最終的に方針がまだ出ていないということなので意見だけ言っておきますが、住民に対しては原状復興でいきますよということを言っておいて、公共施設だけは危険だから引き揚げますよというのは、私は筋が通らないというふうに思うんです。やっぱりそこにまちがある以上、市街地がある以上、必要な施設はそこにやっぱり設けると。それで、高床式にして2階建てにして、そういうことがあった場合でも避難できるようにすると。地域住民の避難場所にもなるようにすると。そういう方向でぜひ考えていただきたいということで意見を申し上げておきます。

それから、三つ目の問題、大代地区公民館の問題なんですが、大代地区公民館は避難所になっていますか、なっていませんか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

避難所になっております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

桜木の場合には、高台移転ということになると、桜木のよそに行くということになっちゃうんですよ。だから、私さっきのような意見を言いました。大代は、確かに津波の被害も多かったんですが、高台もあって津波被害がなかったところもあるんです。そういう場合には、私は可能な限り避難所については津波が来ても大丈夫なところに移転した方がいいだろうと思うんです。今度の地震は千年に一回だったという話があるんですが、幾ら千年に一回だからといったって、津波注意報とか警報が出たときに、千年に一回の地震がこの間あったから今度のは大した津波じゃないから、この間はやられたけれども、今度は大代公民館でも大丈夫だからあそこに逃げなさいなんて言えないでしょう。実際の話は、避難所ってそういうものだと思うんですよ。そういう点で、私は本当に大代地区公民館があそこでもいいのかということをもう少し突っ込んで考える必要があるのではないかというふうに思っているんですが。桜木とは条件が違うんですから。その地域の中に高台もあるんですから、何でそういうことを考えなかったのかなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

決して議論の俎上に上らなかったというふうなことではなくて、現在の建物の耐用年数がまだあるということ、それから、東北大の先生に見ていただいた状況では、大代地区公民館の建物自体は今回の津波または地震には十分構造上耐え得る、いわゆる倒壊はしないというふうなことの御意見をちょうだいしております。したがって、今後の復旧工事の内容につきましては、十分吟味させていただきますけれども、仮に大代地区公民館の2階まで水没するような津波が来たと仮定すれば、大代はほとんど全域が2階まで全部埋まっちゃうというふうなことになります。その場合は、やはり警報が出た段階で、東小学校なりもっと高台に避難をするということが絶対条件になってまいりますので、それ以外の被害というか、津波等、地震等につきましては一次的な避難所というふうなことで今後もとらえてまいりたいというふうなことでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

いいですか。桜木はみんなやられたんです、桜木はね。高台がないんです、桜木は。だから、高台がないからといって、公共施設はよそに持っていくというわけにいかないから、私はさっきの指摘をしたわけ。大代の場合には高台もあるんですよ。そして、2階まで上がるとかなんとか言うけれども、それはちょっとオーバーじゃない。それから、さっき配電盤を上にとすると電気が大丈夫だから大丈夫な話をしたり、それから避難所にはなっているけれども、倒壊のおそれがないから大丈夫だとか、ちょっと私はそういう発想で避難所を

見るというのはお粗末ではないかと思うんですけれども。そこに高台がなかったら、そりゃあ高床にして2階建てにして避難所になるようにもすると。だけれども、地域に高台があるにもかかわらず、この建物は大丈夫だから避難所で大丈夫だからとか、電気高くすれば電気は引き続き使えるからというのはどうなんですかね。私はちょっと理解できないんですけども。私がこういう質問をすると2階まで津波が来るとことはめったにないみたいな話をしてみたり。どうしてもつくらざるを得ない場所もあるし、可能性があるところもあるわけでしょう。可能性があるのに、何でわざわざ津波が来るところに避難させなきゃいけないんですか。ちょっとその辺まず聞きたいんですけれども。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

大代地区公民館につきましては、まだ耐用年数が十分残っているというふうなことがありますので、高台の土地を取得して現在の土地を処分しながらというふうなことは、まだそういう時期ではない。要は、今の建物自体が相当老朽化しまして、建てかえをするというふうな時期が来た段階では高台移転というふうなことも考慮しなければならないかもしれませんが、現段階では現位置での修繕というふうなことが一番現実的であろうというふうなことでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

現実問題として、大代地区公民館は津波で被害を受けました。地震が来たときに、大代地区公民館に避難してくださいという避難指示出せますか、教育委員会は。あるいは市役所は。それから、2階には来ないかもしれない。移動するまでに周りが大体やられているわけじゃないですか。2階が大丈夫だったら避難所として大丈夫だというふうになりますか。桜木のところはしょうがないよ、それは。周りが全部低いから。だけれども、高台があるのに、わざわざ低いところに向かって避難しろと言えますか。2階が大丈夫だから、途中で津波に遭うかもしれないけれども、いいから大代地区公民館に逃げろと指示出せるんですか、市役所は。そういう問題じゃないかと私は思うんですけれども。

それから、お金の問題もあるから、今すぐということにはならないかもしれない。耐用年数、何年たって何年残っているんですか。前段にもきちんと教えてくださいよ。

○議長（石橋源一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（鈴木健太郎）

まず、前段の考え方でございますが、今回の津波は我々も、いつも新聞にもありますが、想定外だったということ。それで、災害は、今回の津波被害だけではなくて、例えば大雨であったり、その他いろいろな災害がございます。したがって、災害の種類、例えば大津波警報が出た場合は、これは大代地区公民館ではやっぱり市民の方々の生命を守るの、やっぱり私は、今回の被害を想定すればということになります。その場合はやはり東小学校なり東豊中学校なり、もっと高台に避難してくださいという誘導が必要なんだろうというふうに思います。ただ、突然の大雨であるとか、その他の災害、いわゆる第一次

避難所として十分対応できるような災害に対しては、どうぞ大代地区公民館に行ってくださいというのは、私はあるのかなと。これは、たまたま地区集会所や何かも一次的な避難所になっているところがたくさんありますけれども、そういったことで、災害の内容によって私は対応していくべきではないかなというふうに思っているところです。

それから、大代地区公民館は、昭和 55 年 4 月に開館をしております。55 年 4 月というふうなことでございますので、もう既に 30 年余が経過しているかと思いますが、おおむね 50 年前後は対応できるというふうな構造になっているというふうに思います。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

幾ら言っても、昔「ああ言えば上祐」という言葉がはったんですけれども、何かそれに近いような回答なので、意見だけ言っておきますけれども、津波被害地域と水害の被害地域というのはほぼ重なっているんですよ。例えば 8.5 水害のときは、もっと広域に水害があったんです。今回は、砂押川の左岸側が堤防によって守られたために、いわゆる水害地域よりも狭い地域での津波被害になったのであって、だから、砂押川の右岸地域について言うと、水害地域と津波地域というのはほとんど一緒なんです。だから、津波が来るところは水害の地域でもあるんですよ。それなのに、何でわざわざ低いところに向かって避難誘導させるのかと。津波は危ないけれども水害は大丈夫だというのは甚だしい認識違いだと私は思います。私は、そういう点で、あそこでいいというふうな考え方については再検討をお願いしたいということをお願いしておきます。以上です。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8 番（雨森修一議員）

1 点だけお尋ねします。先ほど佐藤議員からも堤防の改修の件で質問があったんですが、貞山堀、そしてまた砂押川の下流の汚泥の問題ですね、回収。県の方ではどのような計画がなされているのか、お尋ねします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

砂押川及び貞山堀の汚泥の関係でございますけれども、やっぱり流れが余りないものですから、底の方に汚泥がたまっているのではないかなというような疑問も出されております。それに対して、市からもですけども、住民からもしゅんせつを早くしてくださいということで、仙台土木の方をお願いしているところでございます。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8 番（雨森修一議員）

私の聞きたいことは、現状がどのような調査の段階であるかということです。それで、これは県の仙台土木ですか、その第2班で担当していると思うんですが、現状どういう状況で汚泥のしゅんせつができないのか、あるいはまた、このしゅんせつというものの工事を始める期限とか、あるいはまた完成する年度なのか、年度内にやるのか。来年3月までに完成したいと、そういうような話は県側から出てはおりませんか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

直接そこまでの具体的なスケジュールについてはまだ聞いておりません。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

では参考までに申し上げますけれども、私が担当次長から聞きましたところによると、現在調査中であると。そして、年内に工事に入り、年度内に完成したいというような話を次長から聞いております。そういうことでありまして、市の方からもぜひ強力に県の方に工事を早くお願いしたいと。ただ、工事をするのではなしに、その川の川底の状況によっての問題で、今、県の方は順次調査をしているということでもありますので、非常ににおいがきついついときもあります。ぜひ行政の方で県側に申し入れいただきたいと、そのように考えます。お考えを。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

川底の関係ですけれども、ある程度しゅんせつを想定しまして震災前に調査したんだそうです。ところが、震災によってそのときの川底の様子が変わってしまったと。洗掘されて深くなったところもあれば、当然砂とかが押し流されてきて浅くなってしまったところもあると。そういったところを今詳細に調査しているんだというお話は聞いております。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

先ほど竹谷議員からも話がありましたが、できればそういう細かい情報もきちんとお願いしたいと思います。私は担当課に行ったものですから、ある程度の情報は聞いておりますけれども、県の方、これは二級河川ですから県が管理なんですけれども、現状をしっかりと説明していただければ再三再四質問しなくてもいいというふうに考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。以上です。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を……（「はい」の声あり）質疑ですか。佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

27 ページの選挙費のところですか。市議会議員選挙が間近に迫りまして、皆さんさまざまに活動されているんだろうというふうに思いますけれども、今回は4年前の選挙と違いまして仮設住宅というものがあります。その仮設住宅のところでの活動をどのようにしていくのかというようなことでは、それぞれの方々の考えるところだというふうに思うんですけども、先日、私、仮設住宅、ちょっと大代でなかなか皆さん仮設に入ったりしてお会いできないものですからお会いしたいなと思って、高橋の仮設住宅を議会報告を持ってお訪ねをいたしました。そうしたら、管理している人、多賀城と後ろに書いた人ね、あれは管理人と呼ぶのか何とお呼びするのかわかりませんが、女性が走ってきまして、何で歩いているんですかというようなことを聞かれました。いや、まあ別に、こういうわけで、私の議会報告を持ってちょっと人とお訪ねしながら住み心地を聞いているんだというような話をしたわけですけども、それで名前もきちんと名刺も渡してきましたけれども、選挙管理委員会には、まず、仮設住宅の選挙の活動のありよう、今から、例えば、きょうの新聞にも載っていたかと思うんですが、街頭演説というようなことも含めて見解をちょっと明らかにしていただければというふうに思うんですけども。

○議長（石橋源一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（長田 健）

仮設住宅での日常の政治活動等については通常考えられる範疇であれば問題はないというふうな形で考えております。ただ、選挙運動期間中というふうな形になってきますと、集会所等を個人演説会会場として使うというふうな部分につきましては、そちらの管理者の方の許可等を受ければ問題ないというふうな形で考えております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2 番（佐藤恵子議員）

そうしたら私は間違いではなかったと。会場を使うときには許可を得るといのはどこの集会所でもあり得ることですから、よかったというふうに思うんですけども、そこです。彼女が私に、何をしていますか、名前は何ですかというふうに尋ねたことについて、あの人たちの仕事の中身は一体何なんですかということをお尋ねしたいんです。前回うちの方のだれかが聞いたときに、彼女たちとの、彼女でない、今私が具体的に言うのは彼女なんです、共立、管理をされて委託業務をされている会社と契約はまだ結んでいないという、中身がちょっとはっきりしないというようなお話でしたけれども、その後いかがなっていますか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（紺野哲哉）

お答えいたします。

仮設住宅の管理につきましては、今、議員がおっしゃられたように、共立メンテナンスという会社の方に日常の管理運営を委託しております。したがって、集会室の方に、今、一

応事務所兼用という形で基本的にはいただくとことになるんですけども、市の方からの業務委託を受けた業者というような、位置づけ的にはそういう形になろうかと思えます。

何をやっているかという話なんですが、基本的な考え方としては、仮設住宅に入居されている方々の健康管理、そういったものを中心に、日々の例えば雑草が生えたのでそれをきれいに除草するとか、そういった、あるいは入居者の方々からのいろいろな要望なりなんなりをまとめてもらって、日々私どもの課の方に報告いただくとか、そういったことをお願いしております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

出入りする人をチェックするというようなことは、いかにも怪しい人だったらわかるよ、そういうことは一体あり得るんですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

決してそういった形でお声をかけたのではないとは思いますが、いろいろな問題が起こり得る可能性もあるものですから、多分そういったことを配慮してお話ではなかったかと思えますけれども、通常一般の政治活動の範囲ということについては支障なくやれるかと思えますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

政治活動のことを言っているんでないんです。私は、あの人たちの仕事の中身を聞いているんです。ですから、今、私が質問したのは、契約の中身は何ですかと、きちんと明記してありますかと聞いたんですけども、まだしていないの。

○議長（石橋源一）

保健福祉部次長。

○保健福祉部次長(兼)社会福祉課長（紺野哲哉）

契約はしております。委託の仕様書につきましても、業者の方にはお渡しはしております。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

いかにも怪しい人だったということで、私も怪しく思われたのかなというふうな反省もしながら、しかし、やっぱり出入りちょっとチェックされたら、私以外の全く関係ない人たちも、そんなことをおっしゃっている人たちがいます。ですから、あの会社の業務の中身

を、もちろん安全を見守ることも大事です、怪しい人をチェックすることも大事ですから、きちんと立場をはっきりさせて、そして外部から来る人たちに印象を悪くしないような、しかもその中をきちんと点検をして歩いていただくというようなことでは訓練も大事かというふうに思いますので、よろしく御配慮をお願いいたします。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 45 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石橋源一）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで 10 分間の休憩をいたします。4 時 5 分前まで。

午後 3 時 43 分 休憩

午後 3 時 54 分 開議

○議長（石橋源一）

時間、若干前でございますけれども、再開をさせていただきます。

日程第 6 議案第 46 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（石橋源一）

日程第 6、議案第 46 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 46 号 平成 23 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出にそれぞれ 4 億 2,636 万 1,000 円を追加し、総額 44 億 1,511 万 9,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、公共下水道施設災害復旧事業に関し、事業費の追加補正を行うとともに、国庫負担金の交付に伴う財源の組み替えを行うものであります。

歳入については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金の追加補正並びに一般会計繰入金及び地方債の減額補正を行うものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

それでは、歳出の方から御説明申し上げます。

議案書の 42 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目公共下水道施設災害復旧費で 4 億 2,636 万 1,000 円の追加補正でございます。1 の公共下水道雨水施設災害復旧事業〔単独〕につきましては、13 節委託料で 65 万 1,000 円を減額するものでございます。これは八幡ポンプ場の仮復旧に際し、仮設水中ポンプでの排水業務委託が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けることになったため、単独事業から補助事業への予算の組み替えを行うものでございます。15 節工事請負費につきましては、2 億 3,430 万円の減額を行うものでございます。これは、各雨水ポンプ場の建築物及び電気設備復旧工事において、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けることになったため、単独事業から補助事業への予算の組み替えを行うものでございます。

2 の公共下水道雨水施設災害復旧事業〔補助〕につきましては、11 節需用費と 12 節役務費は本事業の事務費として、13 節委託料につきましては、先ほど単独で説明いたしました八幡雨水ポンプ場での排水業務委託 65 万 1,000 円を追加補正するものでございます。また、雨水管渠の災害復旧に際し、国庫負担法の適用を受けるべく、その申請に必要な設計書等の作成業務費である雨水管渠等災害復旧調査設計業務委託料において経費の一部も国費充当対象となったことから、対象となる費用として 6 万 7,000 円を追加するものでございます。15 節工事請負費につきましては、4 億 7,047 万 1,000 円の増額を行うものでございます。これは、災害査定により 3 カ所のポンプ場、中央、浮島、丸山の各雨水ポンプ場の災害復旧事業費が確定したこと、また、津波被災を受けた八幡、大代の各雨水ポンプ場、並びに地震被災を受けた浮島排水区内雨水管渠の災害査定申請額が固まったことにより、早急な復旧を行い、住民の安全・安心に努めるため、査定後の作業スケジュールを考慮して追加するものでございます。

3 の公共下水道汚水施設災害復旧事業〔補助〕につきましては、11 節需用費と 12 節役務費につきましては、本事業の事務費として 13 節委託料で 300 万 7,000 円を追加するものでございます。これは、汚水管渠の災害復旧に際し国庫負担法の適用を受けるべく、その申請に必要な設計書等の作成業務費である汚水管渠等災害復旧調査設計業務委託料において経費の一部も国費充当対象となったことから、対象となる費用について追加するものでございます。15 節工事請負費につきましては、第一処理分区、第二の 1 処理分区、第六処理分区、第十処理分区、自衛隊基地処理分区の各処理分区内の汚水管渠等の災害復旧工事

費で、1億3,039万9,000円を追加するものでございます。22節補償、補填及び賠償金につきましては、今御説明いたしました工事の施工に際する水道管等の埋設管の移設に伴う補償金として4,582万1,000円を追加するものでございます。

今回補正をお願いいたします案件につきましては、地震被害を受けたエリアについての経費でございます。今後、津波被害を受けたエリアの事業費について査定申請を予定しておりますので、これについてもしっかりと対応していきたいと考えております。

それから、後ほど歳入で御説明いたしますが、本事業の国の負担割合は県からの連絡により雨水事業、污水事業とも80%で、残りの20%につきましては全額地方債で対応いたします。

ここで、恐れ入りますが資料2の38ページをお開きください。ただいま御説明させていただきました災害復旧事業の施工内容の一覧表でございます。

次のページをお開きください。前のページの一覧表に基づきます位置図でございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

議案書の40ページにお戻りください。

3款2項1目下水道事業国庫負担金で5億2,033万2,000円の追加補正でございます。これは、先ほど歳出において御説明申し上げました公共下水道雨水施設災害復旧事業〔補助〕、それから、公共下水道污水施設災害復旧事業〔補助〕の追加補正によるもので、歳出に対する国費割合は80%となっております。

5款1項1目一般会計繰入金で47万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、先ほど歳出において御説明申し上げました災害復旧事業費の単独事業費から補助事業費への組み替えに伴い、地方債活用枠の変動に伴う減額でございます。

8款1項1目下水道事業債で9,350万円の減額補正でございます。5節公営企業災害復旧事業債の1補助事業債につきましては、先ほど歳出において御説明申し上げました公共下水道雨水施設災害復旧事業〔補助〕、それから、公共下水道污水施設災害復旧事業〔補助〕の追加補正に伴う地方債発行額の追加でございます。2の単独事業債につきましては、先ほど歳出において御説明申し上げました公共下水道雨水施設災害復旧事業〔単独〕の減額補正に伴う地方債発行額の減額でございます。なお、地方債の充当割合は10万円単位で100%発行が可能です。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、恐れ入りますが36ページをお願いいたします。

36ページの第2表地方債補正の変更でございます。

先ほど歳入予算補正で御説明申し上げました公営企業災害復旧事業債にあつては、減額補正により地方債発行の限度額を9,350万円減額の7億5,790万円とするものでございます。これらにより、補正後の限度額の合計は14億4,420万円となるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

以上で、下水道事業特別会計の補正予算案の説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより歳入歳出について質疑に入りたいと思います。藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

この際ですから、資料がきちんと出ていますので、資料の2の38ページで、例えば①の中央ポンプ場から⑤の大代雨水ポンプ場までずっと並んでいるんですが、今度の地震で機能停止したところはどこなのか、あるいは一部傷みながらも動き続ける状態であったのはどのポンプ場なのかというのが整理されているのかどうか、御回答いただきたいんですが。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

完全に機能を停止してしまったのは、④の八幡雨水ポンプ場、それから⑤の大代雨水ポンプ場です。それらのポンプ場につきましては、自動運転はできなくても手動である程度運転は可能だったというふうに聞いております。それから、八幡雨水ポンプ場につきましては、5月10日に仮復旧をして、排水ができるようになっております。それから、大代ポンプ場につきましては、ちょっと日にちははっきりしていませんけれども、現場に発電機を持ち込みまして応急的な運転は可能となっております、これについては9月15日までに一般の東北電力からの電力供給を受けるような体制になっております。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、念押しですが、中央、浮島、丸山については、津波被害を受けなかったところについては、いろいろ傷んだところはあるけれども動く状態ではあったというふうに理解していいんですね。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

被害の程度はいろいろあったわけですが、そのようなことでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

もう1点なんです、仙台の復興計画の概要が河北新報で報道されました。それで、仙台市分の塩釜巨理線かな、巨理塩釜線かな、とにかくあの県道の仙台市分については、四、五メートルかさ上げするような報道になっていまして、それによって仙台市はかなり守られるようにはなるんだけれども、仙台港周辺の被害が広がって、いわゆる津波浸水の高さも高くなるという、そういうふうな報道でした。そうなってくると、多賀城の被害というのが非常に大きく影響されてくるし、それから、さっきも議論になったんですが、いわゆる

砂押川の堤防が、塩釜巨理線のかさ上げとの関係で逆流が大きくなった場合にどうなのかというように、いろいろな問題が出てくるんですね。だから、仙台市自体が近隣の市町村とも関係があるのでよく協議をしたいというふうに書いていたと思うんですが、その辺については、私は、極めて大きな影響を受ける自治体として非常に強い関心も持たなきゃいけないし、言うべきことはきちんと言うということが必要になっていると思うんですが、その辺についての心構えというか、それを聞かせてほしいんですが。

○議長（石橋源一）

震災復興推進局長。

○震災復興推進局長（鈴木 学）

先般の河北新報の記事で、議員おっしゃるとおり、塩釜巨理線をかさ上げすることによって多賀城市に影響があるということで、実は私どもも先月のうちに仙台市と協議をしまして、仙台港からの水をどう防ぐのかということで問題提起をしたところでございます。そのときにはまだそのシミュレーションが完成しておりませんでしたので、いわゆる今仙台市が考えている蒲生地区を守るための塩釜巨理線のかさ上げをした場合の影響というのは出されていなかったんですけども、一応仙台市についても背後地を抱えているということからして、被害を最小限にするべく、宮城県に、共同戦線を張りながら港湾の方に申し入れをしましょうということでお話をしているところでございます。

○議長（石橋源一）

藤原議員。

○10番（藤原益栄議員）

市長の見解。この問題は、一担当部署だけの問題でなくなってくるので、ちょっと市長の見解もお聞きしておきたいんですが。

○議長（石橋源一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今お答えしたと同じようなことになるかというふうに思いますけれども、やはり仙台塩釜港における防潮堤の問題、これも実現するというので、大体2メートルぐらいの防潮堤になるんじゃないかということも言われていますし、今の巨理線との絡みもございまして、あるいは先ほど砂押川の護岸のことで佐藤議員からお話のとおり、かさ上げが必要じゃないかというふうなこともありますし、総体的にどこをどういじれば多賀城市に被害がないのかということすべてを勘案した上で、仙台市あるいは宮城県、そして国との相談に持ち込んでいきたいなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

38ページ、私も聞こうと思っていたんです。大代の雨水ポンプ場の災害復旧工事、9月15日に、これは完成するんですか。すっきり直るの。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

9月15日、仮復旧でございます。今まで発電機で電力供給をせざるを得なかったんですが、それが電力からの電力供給に切りかわるということでございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

実は、2回ぐらい続けて住民の方から電話がありまして、けさは7時ちょっと前、6時半過ぎに、また水いっぱい上がってきて何とかしてくれという電話がありまして、慌てて役所に電話して道路課長に連絡とってというあれをしたんですけれども、職員の皆さんも大変だと思っんです。雨降って、満潮のときに、あの水、マンホールからわあっと上がってくるわけですから。それで、すぐ引くんですけれども、上がってきて、庭先まで水が、今回はいっぱい上がってきたようなんですけれども、来た人たちの、やっぱり津波の洗礼を受けているわけですから、そういう意味では大変な脅威を覚えるというふうに思っんですが、一方でどこに、職員の皆さんが走ってくるということもなかなか朝とか夜とか、時間を選ばないで満潮の時間というのはあるわけですから。その間、15日までは駆けつけるしかないんですか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

15日までは、職員が人的に対応するしかないのが現状でございます。

○議長（石橋源一）

佐藤議員。

○2番（佐藤恵子議員）

それでは、私のところに電話が来る分には構わないですけれども、住民の皆さんが安心できるように、大変ですけれども速やかに駆けつけて、あけるなり閉めるなりということをしっかりやっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

43ページと2の資料の40ページの関係ですが、雨水幹線はわかりましたけれども、汚水の関係で、ここの説明に記載されていない、この説明ありますね、この工区の。記載されていないところには今回被害がなかったのか。被害があるとすれば、今度のこの委託費で出てくるのかもわかりませんが、今度の補正予算で組んだのとこれから残っているのはどの程度か、その辺は見定めておられますか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

資料2の40ページの地図で記載のない部分については、これは津波地区のところについてまだ表記しておりません。今回は地震で被害を受けた区域だけ補正予算で工事費の方をお願いしているわけでございます。津波で被災したところの区域につきましては、調査費は既に6月なり前の専決の補正予算で議決してもらっておりますので、調査費についてはもう既に予算化されております。それを受けて、これから積算をして、災害査定はこれからの作業になりますので、その査定の推移を見ながら、また改めて補正で対応したいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

汚水管の管の遺漏によって不明水が出てきたりいろいろ出てくる可能性がありますので、少なくともここだけは早目にやらないと住民の衛生管理にもかかわってくる可能性があるんじゃないかというふうに仄聞されますので、早急にその調査活動だけは早目にして、問題点のあるところは県と話をし、決まらなくても先行投資をできるような仕組みを、私は今からやっておくべきだというふうに思います。そうでないと住民の環境を守れないということが出てくる可能性がありますので、その辺についてはどのように、そのような考え方で進もうとしておられるかどうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

調査が進みまして、本当に緊急性があって、どうしてもすぐ対応しなければならないという箇所がありましたら、県の方と相談しまして、査定前でも工事の方に着手できるように図っていきたいというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

特に、ここの中には大代地区が入っておりますよね。汚水、汚泥の吹き出しは大代地区も大分あったはずですので、そういう点から見れば、速やかに対応するように、鋭意努力していただきたいと。住民の立場に立った整備をしていただきたいというふうに思います。県とかいろいろあると思いますけれども、当局としてはその姿勢で臨んでほしいということをお願いしておきたいとします。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

1点ですが、ポンプ場と関連して、砂押川の水位との関係でここでお聞きしておきたいんですが、多賀城市と宮城県との取り決め、八幡橋の下流 20 メートルぐらいのところに、水位計というのが川の中に設置してあります。聞くとところによると、その水位計が一定の高さに水が上れば、ポンプ場が幾らありましても水をかき上げることができないという多賀城市と宮城県との約束事はあるというふうに聞いているんですが、その内容についてお尋ねいたします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

この件については6月議会でもお答えしたと思いますけれども、ポンプ場を設置するに当たって、河川の水位がハイウオーターレベルまで上がったときには、ポンプの雨水排除を停止するよという条件つきでポンプ場が設置されております。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

その水位がどれぐらい上がるという、そういう契約書の中ですね。結局警戒水位というんでしょうか、それで多賀城市内が、あるいはまた大代地区が水につかっている、決壊のおそれがあるということであれば、ポンプすべて停止をするというふうに聞いているんですが、間違いありませんか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

県と市の協定の文書の中では、その水位については「ハイウオーターレベル」という記載があったように記憶しております。

○議長（石橋源一）

雨森議員。

○8番（雨森修一議員）

我々もそれを踏まえて、やはり一般市民から、ポンプ場があるのにどうしてかき出ししていないんだというようなことも聞かれる場合があるわけですね。ですから、堤防決壊というおそれがあるために警戒水位の基準が決まっていると、そのように理解していいんでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長（佐藤昇市）

はい、そのとおりです。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 46 号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石橋源一）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程 東日本大震災調査特別委員会の調査報告の件

○議長（石橋源一）

以上で予定の日程は終了いたしました。本日、竹谷英昭東日本大震災調査特別委員長から、委員会調査報告書の提出がありました。

この際、東日本大震災調査特別委員会の調査報告の件を日程に追加し、議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

東日本大震災調査特別委員会の調査報告の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本件については、東日本大震災調査特別委員長の報告を求めます。竹谷英昭委員長。

○東日本大震災調査特別委員長（竹谷英昭）

本委員会に付託された事件について、次のとおり調査したので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告をいたします。

1 調査事件

東日本大震災復旧、復興対策に関する調査について

2 調査事件の背景

平成 23 年 3 月 11 日に三陸沖で発生した大地震により、巨大津波が東日本の沿岸各地を襲い未曾有の大被害をもたらし、原発事故や頻発する余震によりいまだに不安な状況が続いています。

多賀城市においては、市域の 3 分の 1 が浸水し、188 人もの方々のとうとい命がなくなりました。被災地域には、御承知のとおり多くの住宅密集地、本市の中核的工場地帯、また良好な農地が位置しております。いずれも壊滅的な被害を受けております。

以下、多賀城市の被害状況等は、調査報告記載のとおりであります。

3 調査経過

(1) 調査項目等

平成 23 年第 2 回定例会において、本委員会に付託を受けた上記事件については、その調査の内容を次の 6 項目といたしました。

- ① 被災者の生活再建及び被災者支援の充実について
- ② 地域産業の復旧、復興施策について
- ③ 生活環境対策について
- ④ 災害に強いまちづくり・復興計画について
- ⑤ 防災計画・体制の見直しについて
- ⑥ 財政対策、財源見通しについて

(2) 委員会の開催状況については、報告書記載のとおり、計 7 回開催しております。

4 調査事件に係るとりまとめ概要

本委員会における調査は、上記の調査項目のもとに、それぞれ中項目及び小項目を設け、おおむね小項目ごとに調査及び取りまとめを行い、今回議会において報告するまとまったものは 14 件、今後引き続き継続して調査が必要となったものが 16 件あります。

なお、取りまとめ概要については別紙のとおりでございますので、御参考願いたいと思います。

5 その他

最後に、このたびの震災に際し、多賀城市議会は 4 月 4 日に全議員で構成する任意の東日本大震災対策委員会を立ち上げ、計 7 回の委員会を開催、県・国等に対し緊急要望を行い終了し、その後、第 2 回定例会で設置された本委員会にその活動を移行しました。

現在、本市では、被災者の救援と災害復旧に全力で取り組んでおりますが、住民の生活再建と地域社会の復旧・復興のためには、新たな立法措置を含め、既存の枠組みを超えた国としての強力な支援が必要不可欠です。特に、被災者が自立するための環境整備を速やかに行い、その生活と生存の基盤を回復させることは、地域社会や産業の主体的な復興にもつながる課題であります。

前述のとおり、今回の震災はいまだかつてない大災害であり、その復旧・復興については、現在策定中の多賀城市震災復興計画をもとに長期に及ぶものであります。

したがいまして、改選後の市議会にあっても、適時に調査項目の整理等を行いながら、継続して調査活動を行う必要があることを申し添え、委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（石橋源一）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（石橋源一）

以上をもちまして、本臨時会の会議に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成 23 年第 1 回多賀城市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4 時 30 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 23 年 8 月 22 日

議長 石橋 源一

署名議員 竹谷 英昭

同 柳原 清